

家防第 155-11 号
令和 7 年 11 月 28 日

観光・スポーツ部 PR 観光課長 殿

鹿児島県家畜防疫対策課長

本県の野生イノシシにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について（依頼）

日頃より本県の家畜衛生対策及び鳥獣被害防止対策の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

11 月 19 日に、霧島市の野生イノシシにおいて、県内初となる豚熱感染が確認されました。このことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があったところです。

本県においては、宮崎県での野生イノシシ豚熱感染事例を受け、令和 7 年 9 月 4 日に国から豚熱経口ワクチン散布推奨地域に指定され、同年 9 月 12 日及び 10 月 15 日に緊急散布を実施したところです。

豚熱対策については、これまでに累次の通知等により、発生予防及びまん延防止対策の実施をお願いしているところですが、本県内において野生イノシシでの豚熱の感染が確認されたことにより、飼養豚における豚熱発生のリスクがこれまでになく高まっています。このような中で豚熱のまん延を防止するためには、県、市町村などの行政関係者が一体となって、この危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組むことが極めて重要です。

これら野生イノシシに対する取組については、今月 5 日に「台湾におけるアフリカ豚熱の発生を踏まえた防疫対策の再徹底について」で依頼した内容と同様です。引き続き、機会を捉えて関係者に啓発周知するなど、御協力をお願いいたします。

また、各出先・管内関係団体等への協力依頼も併せてお願いいたします。

なお、本通知は別記関係機関に対して、依頼したことを申し添えます。

（問合せ先）

鹿児島県農政部家畜防疫対策係

担当：岡田・濱崎

電話：099-286-3297

FAX：099-286-5767

別記

依頼先（送付先）	依頼目的
環境林務部環境林務課長	→森林組合等への周知
環境林務部廃棄物・リサイクル対策課長	→ゴミ処理関係業者への展開
環境林務部自然保護課長	→国立公園管理者への展開
農政部農村振興課長	→グリーンツーリズム, アグリツーリズム等の主催者等への展開
教育庁保健体育課長	→フレスボ等
教育庁総務福利課長	→関係機関・学校等への展開
土木部都市計画課長	→都市公園 市町村の公園担当課へ展開
各地域振興局・支庁総務企画部総務企画課長	→キャンプ, 登山者, サイクリング等のアウトドア客への周知
観光・文化スポーツ部 PR 観光課長	→観光客, 海外観光客等への周知
各市町村総務担当課長	→キャンプ, 登山者, サイクリング等のアウトドア客への周知



7 消安第4950号
令和7年11月19日

鹿児島県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

鹿児島県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について

今般、貴県霧島市で死亡していた野生いのししにおいて、貴県初となる豚熱感染が確認されました。野生いのししでの豚熱の感染により、飼養豚における豚熱発生のリスクが高まっています。

貴県は、我が国で最も豚の飼養頭数の多い県であり、確実な野生いのしでの豚熱の感染拡大阻止が求められます。貴県での今後の対策強化は、貴県のみならず九州全域の豚熱対策にとって極めて重要です。また、野生いのしでの感染拡大を防ぐには初動対応が極めて重要です。そのため、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組んでいただく必要があります。

貴県におかれでは、下記の具体的に取り組むべき内容を踏まえ、強い緊張感を持って、関係者と一体になり、捕獲の強化や経口ワクチンの散布等、迅速かつ的確な野生いのししに対する防疫措置の実行を最大限に実施いただくようお願いします。

また、下記について、市町村、関係団体等によく周知し、地域全体で豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまで、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。来年3月までをサーベイランス強化期間として、この間、野生いのしでの豚熱感染が確認された地域を中心に毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、感染確認区域を中心に、野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 経口ワクチンの散布について

貴県については、隣接県での豚熱感染状況を踏まえ、既に豚熱経口ワクチンの散布を推奨する地域として指定され、散布を実施いただいているところです。

引き続き、県内の感染確認状況も踏まえ、経口ワクチン散布を継続するようお願いします。

3 狩猟及び捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられます。狩猟期が開始していることから、狩猟者等に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いします。

4 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

野生いのししにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いします。

5 飼養衛生管理の徹底について

貴県において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要なない人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 万が一の発生に備えて、防疫対応の準備状況について確認するとともに、埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

(問い合わせ先)

1~4について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

担 当：高木、新井

電 話：03-6744-2106

5について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
防疫指導班

担 当：小佐々、鈴木

電 話：03-3502-8292

捕獲作業従事者のみなさまへ ～豚熱対策のお願い～

別紙1

- ・イノシシで豚熱（旧称：豚コレラ）が発生すると、**地域の畜産業・狩猟へ大きな影響**があります。
- ・イノシシで豚熱の感染が「ない地域では**清浄性維持**」・「ある地域では**早期の清浄化**」のために！
- ・皆さん一人一人の、洗浄・消毒対応等の協力が重要です！！

ウイルスがいる場所

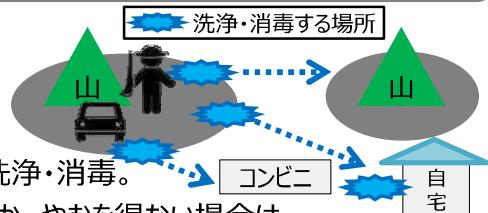
- **豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。**
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中（土壤、植物など）を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。



感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの？

- 捕獲作業実施後、大きく移動する際に「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。
(具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど。)
- 自家消費用の解体時には、**使い捨て手袋、衛生的な着衣**（レインコート、防護服等）を使用。※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒。
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につつみ衛生的に処理**するか、やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋置する。
- 豚熱感染確認区域から、自家消費用を含む肉等を持ち出さない。
※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従ってジビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから特に念入りに「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。次の猟場等にウイルスを持ち込まない。



消毒のポイント（場所、ものなど）



洗浄・消毒の方法

● 靴の裏、タイヤ周り

→ブラシ・水などで土などの汚れを落とし、消毒する。

ウイルスは肉や血液だけではなく、糞尿、唾液等が混じっている土などにも含まれている可能性があります。靴裏やタイヤの溝の土などをブラシ等を使いながら逆性石けん液などで洗い流し、確実に洗浄・消毒します。



● 器具（ナイフなど）

→ブラシ・水などで血液などの汚れを落とし、消毒する。



● 消毒方法

→アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等でかけて行います。

手指や衣服、猟具・ナイフなどで消毒薬のニオイや薬の残存が気になる場合はアルコールで。

※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています。

※事業等で、高リスクな場所を複数訪問する場合等での衛生対策は自治体担当部局の指示に従ってください。

※死亡イノシシ発見時は、接触を避け、自治体で検査等を行う可能性があることから、各自治体へ連絡してください。

豚熱ウイルスの拡散防止にご協力をお願いします！

STOP! 豚熱

豚熱ってどんな病気？

豚熱はウイルスによる豚・いのししの病気で、人へは感染しません。豚熱は感染力が高いため、養豚農場で豚熱の感染が確認された場合、他の養豚農場への拡散を防ぐため、発生農場の豚を処分することが家畜伝染病予防法で規定されています。



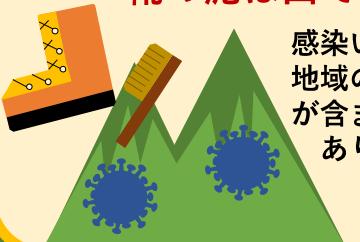
養豚農場の豚への感染を防ぐためには野生いのししと豚との接点を断つとともに、野生いのししにおける豚熱ウイルスの拡散防止が重要です。



豚熱対策には山に入る皆様のご協力が必要不可欠です！

対策①

靴の泥は山で落とそう



感染いのししの生息する地域の土等にはウイルスが含まれている可能性があります。

対策②

ゴミは持ち帰りましょう

ゴミによりいのししが誘引され、ウイルス拡散リスクが上がります。



対策③

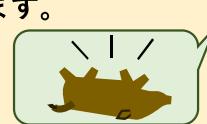
家畜がいる施設には近づかないようにしよう



対策④

いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡しよう

感染した野生いのししの死体は感染源となります。



豚熱対策にご協力お願いします。

Attention international travelers!

해외 여행객 주목!

致所有入境日本的旅客！

海外からの旅行者の皆様へ！

Help prevent the entry of viruses that infect animals!

동물을 감염시키는 바이러스 침입 방지!

為防止感染動物的病毒入侵！

動物に感染するウイルスが侵入することを防止するために！



1 It is prohibited to bring food containing meat into Japan, or to leave food outdoors!

禁止攜帶含有肉類的食品入境日本！禁止亂拋垃圾！

일본으로의 유통 반입은 금지되어 있습니다. 쓰레기의 포이 버려도 금지입니다!

日本への肉製食品の持ち込みは、禁止されています。ゴミ（飲食物等）のポイ捨て禁止です！



1

2 Ensure your shoes are free of soil before coming to Japan! before going home!

来日本之前一定要把鞋子上的泥巴洗干净！

2

离开前请擦掉鞋上的泥巴！

귀가하기 전에 신발에 붙은 흙을 떨어뜨리자.

일본에 오기 전에 신발에 묻은 흙을 떨어뜨리자.

靴の土は落としてから、来日しましょう。帰宅しましょう。



3

Avoid proximity to livestock facilities!

避免靠近畜牧設施

가축이 있는 시설에는 접근하지 않도록 하십시오.

家畜がいる施設には近寄らないようにしましょう。



4

Steer clear of wild animals, traps and fenced areas!

避免接近野生動物以及設有陷阱和柵欄的區域

야생 동물 및 뒷, 울타리가 있는 곳에는 접근하지 않도록 하십시오.

野生動物や農・柵がある場所には近寄らないようにしましょう。



5

Follow instructions at disinfection points!

請遵循消毒站的指示

소독 장소에서는 지시에 따라 주십시오.

消毒場所では指示に従いましょう。



鹿児島県農政部家畜防疫対策課 Tel 099-286-3297

(Kagoshima Prefecture

Livestock Disease Control and Prevention Division)

- ・登山・キャンプ・サイクリング・ゴルフ等のアウトドアレジャーを楽しむ皆様へ!
- ・山林等でお仕事をされる皆様へ!

野生動物に感染するウイルス
(アフリカ豚熱・口蹄疫) などが
侵入することを防止するために!

1 飲食物などは、野外で絶対に捨てないでください!



2 靴や器具等に付いた土は、帰宅前に、しっかり落としましょう。



3 家畜がいる施設には近寄らないようにしましょう。



4 野生動物や罠・柵がある場所に近寄らないようにしましょう。



5 消毒場所では指示に従いましょう。
イノシシの死体を発見したら管轄の自治体に連絡ください。



鹿児島県農政部家畜防疫対策課 Tel 099-286-3297

(Kagoshima Prefecture

Livestock Disease Control and Prevention Division)